厚生労働省
北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
令　和　３　年　９　月　２　２　日

担当	厚生労働省 北海道労働局労働基準部安全課 安全課長　八反田　健 主任安全専門官　富塚　豊 電話：011-709-2311（内線 3551）

「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

～運動取組期間　１０月１日～１２月３１日まで～

北海道労働局（局長　上田（うえだ）　国士（くにお））では、例年建設工事追い込み期に当たる１０月から１２月に死亡災害が多発する傾向にあることから、三大災害（墜落・転落、建設機械、崩壊・倒壊）、火災、交通労働災害の防止を重点事項として、以下のとおり「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

また、特に１０月２５日から１０月３１日までを「建設安全週間」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止運動の活性化を図ります。

１　取組期間

令和３年１０月１日～１２月３１日

２　主唱者

厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）

３　協賛者（順不同）

・建設工事発注機関連絡協議会
・建設業労働災害防止協会北海道支部
・一般社団法人北海道建設業協会
・一般社団法人日本建設業連合会北海道支部
・建設産業専門団体北海道地区連合会
・一般社団法人北海道建築工事業組合連合会
・職業訓練法人札幌市建築業組合
・一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会
・一般社団法人プレハブ建築協会
・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部

４　実施事項

別紙「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」のとおり取組を展開します。

（道政記者クラブ・経済記者クラブに同時提供）

【参考資料】

１　建設工事追い込み期労働災害防止運動リーフレット

２　建設工事追い込み期労働災害防止運動　懸垂幕（又は看板）（例）

３　安全宣言（例）

４「懸垂幕（看板）」設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱　　別紙

（取組期間　令和3年 10 月1日～12 月 31 日）

厚生労働省北海道労働局

建設業における8月末現在（速報値）の死亡者数は、昨年の7人から 12 人と5人増加しており、死傷者数についても前年同期に比べ 37 人増加の 507 人となっています。

死亡労働災害を事故の型別でみると「墜落、転落」「激突され」が各3人と最も多く、次に「はさまれ、巻き込まれ」が2人、「飛来、落下」「高温・低温の物との接触」「交通事故（道路）」「その他」が各1人となっています。

建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる 10 月から 12 月に多発する傾向にあり、同時期の過去5年間の死亡者数を都道府県労働局別で比較すると、北海道が突出しています。

これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を最重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10 月 25 日から 10 月 31 日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

1　取組期間

令和3年10月1日から令和3年12月31日まで

2　主唱者

厚生労働省北海道労働局及び北海道内の各労働基準監督署（支署）

3　協賛者（順不同）

建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部

4　実施者

建設業関係各事業場（工事現場）

5　主唱者、協賛者の実施事項

(1) 当該運動を連携して進めるための情報の共有を図る。
(2) リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」により広報を行う。
(3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動の「安全宣言」の作成、周知を行う。
(4) 建設工事パトロールを実施する。
(5) 地域事業者団体等主催の労働災害防止大会等に協力する。
(6) 事業場（工事現場）の実施事項について指導援助する。
(7) 全道 17 の労働基準監督署（支署）による、重点的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施する。
特に、「建設安全週間」に集中した取組を実施する。
(8) 主唱者は建設工事発注機関に対し協力を依頼する。
(9) 各種行事の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に特に配慮する。

6　実施者（建設業関係各事業場（工事現場））の実施事項

(1) 全般的事項
ア　経営トップによる安全パトロールの実施(建設安全週間期間中)
イ　現場責任者による巡視・点検の励行
ウ　全ての店社及び現場に、建設工事追い込み期労働災害防止運動の「懸垂幕（看板）」、「安全宣言」の掲示又は設置を行う。
エ　「建設工事追い込み期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付などによる作業者の安全意識の向上を図る。

(2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策（重点実施事項）
ア　墜落・転落災害防止対策
（ｱ） 開口部の養生、危険箇所の表示
（ｲ） 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
（ｳ） 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
（ｴ） 作業主任者の選任、職務の励行
（ｵ） 防網の設置、要求性能墜落制止用器具取付設備の設置
（ｶ） 要求性能墜落制止用器具の使用

イ　重機等災害防止対策
（ア）　車両系建設機械
　　a　作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業指揮者の選任、作業方法）
　　b　立入禁止区域の明確化
　　c　誘導者の配置による転落・接触防止
　　d　主たる用途以外の使用制限
（イ）　移動式クレーン
　　a　作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
　　b　過負荷の制限
　　c　アウトリガーの最大張出
　　d　適正な玉掛用具の使用
　　e　安全装置の有効使用
ウ　崩壊・倒壊災害防止対策
（ア）　土砂崩壊
　　a　安定勾配の確保又は土止支保工の設置
　　b　作業開始前の地山の点検
　　c　作業主任者の直接指揮
　　d　作業手順に基づく安全作業
　　e　現場責任者による巡視・点検の励行
（イ）構築物・仮設物の倒壊
　　a　作業計画の作成
　　b　作業手順の確立
　　c　避難場所の確保
　　d　作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知
エ　交通労働災害防止対策
（ア）　路面状況にあった安全な速度での走行
（イ）　工事現場における第三者車両からの被害防止
　　a　第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
　　b　交通誘導者の配置
　　c　バリケードの設置
（ウ）　交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
（エ）　交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
（オ）　運転者の運転業務以外の業務の軽減
（カ）　過労運転の防止
（キ）　停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置
オ　急性中毒等予防対策
（ア）　一酸化炭素
　　a　屋内での内燃機関及び練炭コンロ等の使用禁止
　　b　やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
　　・随時測定、監視（作業開始前、作業中等）
　　・リスクアセスメントの実施
（イ）　有機溶剤
　　a　換気装置の使用
　　b　送気マスク、防毒マスクの使用
　　c　作業主任者の選任と職務の励行
　　d　SDS（安全データーシート）を活用したリスクアセスメントの実施
（ウ）　酸欠・硫化水素
　　a　作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
　　b　作業場所の酸素濃度を 18％以上、硫化水素濃度を 10ppm 以下となるよう換気の実施
　　c　作業主任者の選任、職務の励行
　　d　安全衛生教育の実施
　　e　元請事業者の下請事業者に対する指導援助
カ　火災防止対策
（ア）　火気の取扱い管理の徹底
（イ）　易燃性の物等の近傍での火気の使用禁止

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）

建設業における８月末現在（速報値）の死亡者数は、昨年の７人から 12 人と５人増加しており、死傷者数についても前年同期に比べ 37 人増加の 507 人となっています。

死亡労働災害を事故の型別でみると「墜落、転落」「激突され」が各３人と最も多く、次に「はさまれ、巻き込まれ」が２人、「飛来、落下」「高温・低温の物との接触」「交通事故（道路）」「その他」が各１人となっています。

建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる 10 月から 12 月に多発する傾向にあり、同時期の過去５年間の死亡者数を都道府県労働局別で比較すると、北海道が突出しています。

これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を最重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10 月 25 日から 10 月 31 日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

1　取 組 期 間: 令和３年 10 月１日～12 月 31 日(建設安全週間：10 月 25 日～10 月 31 日)
2　主　唱　者：厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）
3　協　賛　者：建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会
一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部
4　実　施　者：建設業関係各事業場（工事現場）

運動期間中に事業場取り組むべき内容（重点実施事項等）

墜落・転落災害防止対策

ア 開口部の養生、危険箇所の表示
イ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
ウ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
エ 作業主任者の選任、職務の励行
オ 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
カ 要求性能墜落制止用器具の使用

重機災害防止対策

ア 車両系建設機械
(ｱ) 作業計画の作成
（種類及び能力、運行経路、作業方法）
(ｲ) 立入禁止区域の明確化
(ｳ) 誘導者の配置による転落・接触防止
(ｴ) 主たる用途以外の使用制限
イ 移動式クレーン
(ｱ) 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
(ｲ) 過負荷の制限
(ｳ) アウトリガーの最大張出
(ｴ) 適正な玉掛用具の使用
(ｵ) 安全装置の有効使用

崩壊・倒壊災害防止対策

ア 土砂崩壊
(ｱ) 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
(ｲ) 作業開始前の地山の点検
(ｳ) 作業主任者の直接指揮
(ｴ) 作業手順に基づく安全作業
(ｵ) 現場責任者による巡視・点検の励行
イ 構築物・仮設物等の倒壊
(ｱ) 作業計画の作成
(ｲ) 作業手順の確立
(ｳ) 避難場所の確保
(ｴ) 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

交通労働災害防止

ア 路面状況にあった安全な速度での走行
イ 工事現場における第三者車両からの被害防止
(ｱ) 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
(ｲ) 交通誘導者の配置
(ｳ) バリゲートの設置
ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
オ 運転者の運転業務以外の業務の軽減
カ 過労運転の防止

急性中毒等予防対策

ア 一酸化炭素
(ｱ) 屋内での内燃機関及び練炭コンロ等の使用禁止
(ｲ) やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
・随時測定、監視（作業開始前、作業中等）
・リスクアセスメントの実施
イ 有機溶剤
(ｱ) 換気装置の使用
(ｲ) 送気マスク、防毒マスクの使用
(ｳ) ＳＤＳ（安全データーシート）を活用し、リスクアセスメントの実施
ウ 酸欠・硫化水素
(ｱ) 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
(ｲ) 作業場所の酸素濃度を 18%以上、硫化水素濃度を 10ppm 以下となるよう換気
(ｳ) 作業主任者の選任
(ｴ) 安全衛生教育の実施
(ｵ) 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

火災防止対策

ア 火気の取扱い管理の徹底
イ 易燃性のものの近傍での火気の使用禁止

「リーフレット」及び「実施要項」全文は北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。
【掲載場所】ホーム＞各種法令・制度・手続き＞安全衛生関係＞安全関係＞労働災害防止について＞建設業の労働災害防止について

（R3.９）

建設工事追い込み期労働災害防止運動

令和3年10月1日～12月31日(建設安全週間10月25日～10月31 日)

STOP!労働災害　　**リスクアセスメントを実施しよう！**

建設業における月別死傷者数の推移
（平成 27 年～令和2年）

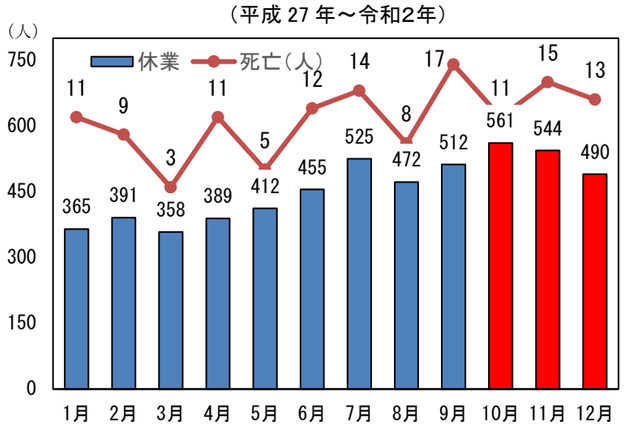

建設業における月別死亡労働災害発生状況

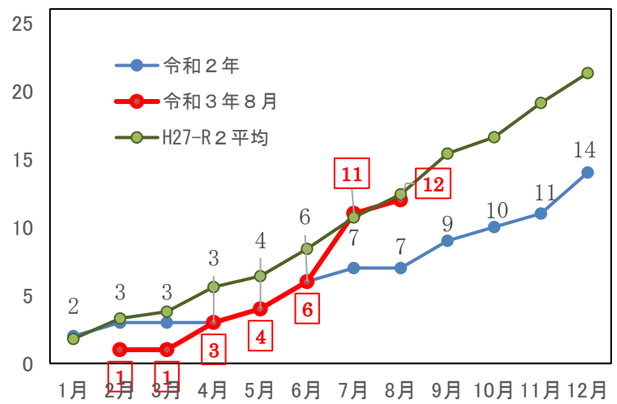

建設業における事故の型別労働災害発生状況
平成27年～令和2年（各年10月～12月）

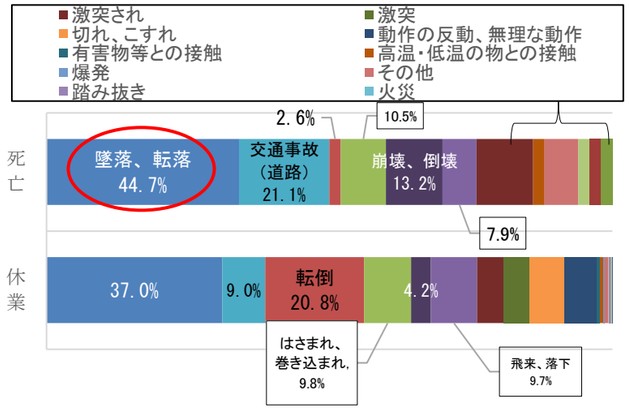

建設業における都道府県労働局別死亡災害発生状況
平成 27 年～令和2年（各年10月～12月）

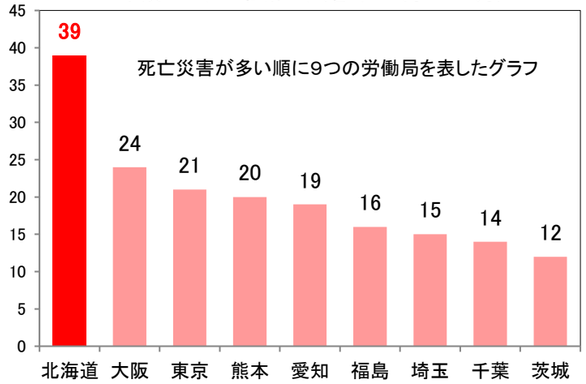

建設業関係各事業場（工事現場）の皆様には、次の事項の取組の徹底をお願いします。

【重点実施事項】

- **墜落・転落災害防止対策**
- **重機災害防止対策（車両系建設機械、移動式クレーン）**
- **崩壊・倒壊災害防止対策（土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊）**
- **交通労働災害防止対策**
- **急性中毒等予防対策（一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素）**
- **火災防止対策**

※各取組にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じましょう

厚生労働省北海道労働局・労働基準監督署（支署）

13次防
推進中！

建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

（令和3年 10 月 1 日～12 月 31 日）

Safety First ！　『安全は何よりも優先する』

資料　1

安　全　宣　言

労働災害防止のため　私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

会　社　名

代　表　者

現場代理人

資料　2

建設工事追い込み期労働災害防止運動　懸垂幕（又は看板）（例）

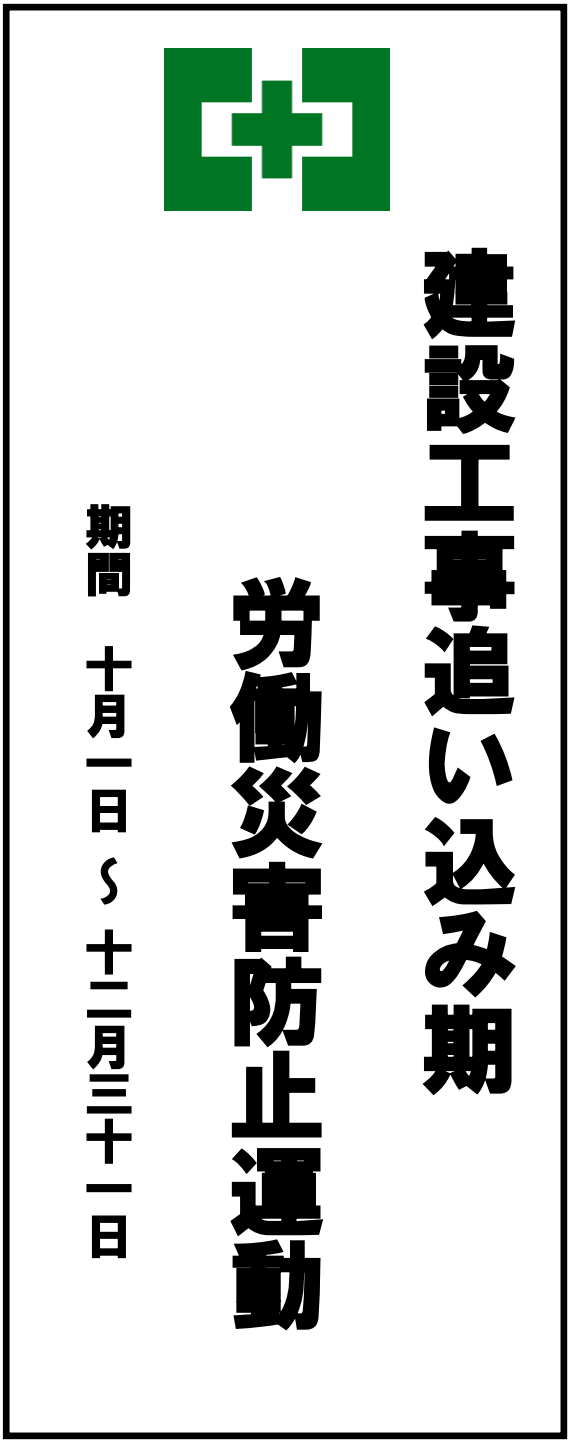

注　懸垂幕の大きさ、文字の種類は任意です

建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

（令和3年 10 月 1 日～12 月 31 日）

Safety First ！　『安全は何よりも優先する』

資料　3

安　全　宣　言

労働災害防止のため　私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

会社名　　株式会社　〇〇〇〇建設
代表者　　代表取締役　〇〇　〇〇
現場代理人　　〇〇　〇〇

建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

（令和3年 10 月 1 日～12 月 31 日）

Safety First ！　『安全は何よりも優先する』

安 全 宣 言 記 入 例

労働災害防止のため　私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

私たちは、現場内では必ずフルハーネス型墜落制止用器具を着用し、フックを掛ける時は、指差し呼称を実践します。

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

施工現場の品質管理は労働者の安全から始まるものであり、全ての現場が無災害で竣工することを目指す。

会社名　　株式会社　〇〇〇〇建設
代表者　　代表取締役　〇〇　〇〇
現場代理人　　〇〇　〇〇

資料　4

事業者の皆様へ

「懸垂幕（看板）」設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領

北海道労働局労働基準部安全課

1　懸垂幕（看板）

別添１の「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の懸垂幕（又は看板等）（例）を参考にし、掲示又は設置してください。

2　安全宣言

（1）別添２の「安全宣言」には、建設店社（本社、支社等）では「安全衛生基本方針」「会社名」「代表者」の欄を記入してください。その後、各工事現場に電子媒体等で提供するようにお願いします。

（2）各工事現場では、緑色の枠内に、工事現場としての安全宣言を記入してください。その後、A3以上の大きさで印刷して、工事現場内（安全掲示板等）、現場仮囲い等に掲示してください。

（3）色は、各社・各現場で変更しても差し支えありません。

3　設置及び掲示期間は、令和3年10月1日～同年12月31日までとなります。

4　安全宣言について、追い込み期間を経過して使用する場合には、期間を削除するなど様式を修正して使用ください。

【お問い合わせ先】
北海道労働局労働基準部安全課
主任地方産業安全専門官　富塚
電話㈹　011-709-2311　内線 3551